【契約書別紙】　　障害福祉サービス料金表

【令和６年４月改定】

１．サービス利用料金は、障害者総合支援法その他関係法令（以下、「障害者福祉関連法令」とします。） に定める費用の額に準拠した次の金額となり、利用者は、障害者福祉法関係法令に定める介護給付費又は特例介護給付費等（以下、「介護給付費等」とします。）の額から９０分の１００を乗じて得た額から介護給付費等の額を控除した額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。但し、利用者の利用者負担上限額を超えた部分に関しては、市町村から利用者の代わりにサービス利用料金を受け取るものとします。

また、当事業所の所在地は、障害者福祉関連法令に定める地域区分が６級地(1 単位 10.36 円)のものであり、次の金額となります。

＜在宅介護サービス利用料金＞

【身体介護】

【通院等介助(身体介護を伴う場合)】

時 間	単位数	サービス 利用料金	利用者 負担額(1 割負担時)
30 分未満	256	2,652 円	255 円
30 分以上 1 時間未満	404	4,185 円	402 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	587	6,081 円	584 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	669	6,930 円	666 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	754	7,811 円	750 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	837	8,671 円	833 円

・居宅における身体介護については、3 時間以上のサービス提供をした場合、921 単位に 30 分増すごとに 83 単位を加算することとします。

【家事援助】

【通院等介助(身体介護を伴わない場合) 日中 】

時 間	単位数	サービス 利用料金	利用者 負担額(1 割負担時)
30 分未満	106	1,050 円	105 円
30 分以上1時間未満	197	1,520 円	152 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	275	1,960 円	196 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	345	2,380 円	238 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	414	2,740 円	274 円

・通院等介助（身体介護を伴わない場合）については、2 時間 30 分以上のサービス提供をした場合、414 単位に 30 分増すごとに 69 単位を加算することとします。

【重度訪問介護】

障がい支援区分が区分 4 以上であって、二肢以上(両手足 4 ヶ所のうち 2 ヶ所以上)に麻痺等があること。障がい支援区分の認定調査項目のうち歩行・移乗・排尿・排便のどれもが「支援不要」以外と認定されている方が対象となります。

時 間	単位数	サービス 利用料金	利用者 負担額(1 割負担時)
1 時間未満	186	1,050 円	105 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	277	1,520 円	152 円

1 時間 30 分以上 2 時間未満	369	1,960 円	196 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461	2,380 円	238 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	553	2,740 円	274 円

※障害支援区分６に該当する方の場合は＋8.5／100（8.5%）加算となります。
※熟練従業者が新任従業者に同行して区分６の利用者に支援を行う場合は×180/100（180%）加算となります。

※詳細は介護給付費等単位数サービスコード表（令和６年４月施行版）をご覧ください。

＜加算等＞

初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算（月１回を限度）	150 単位
福祉介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ	１月につき＋所定単位×343/1,000～219/1,000
特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ	＋20／100(20%)～＋10／100(10%)
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位/日

注１）利用者負担上限額管理加算は、利用者が「利用者負担上限額管理対象者」として市町村から認定され、且つ、当事業所以外の他のサービス事業所と契約を締結し、利用者が当事業所に利用者負担上限額の管理を依頼した場合に加算されます。なお、利用者負担上限管理加算は、全額介護給付費等から支給されますので、利用者の自己負担はございません。
注２）初回加算は新規にサービスの依頼をされ、サービス提供責任者が初回のサービス提供と同月に訪問または同行訪問をした時に加算します。
注３）通常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されるものとします。
・　早朝（午前６時～午前８時）　：２５％
・　夜間（午後６時～午後１０時）：２５％
・　深夜（午後１０時～午前６時）：５０％
注４）同時に２人の居宅介護従業者が１人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合、所定単位 200/100 を算定します
注５）特定事業所加算Ⅰ～Ⅲは事業所が算定体制を整えた際に算定されます。

事業者
＜事業者名＞　株式会社リベルケア
＜所在地＞　愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12 大名古屋ビルヂング 11F
＜代表者名＞　代表取締役　　清原　達観
事業所
＜事業所名＞　訪問介護リベル四日市あさけ
（指定番号等）
＜所在地＞　三重県四日市市下さざらい町 11-8
＜管理者名＞　　豊増基希

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和　７　年　　月　　日
＜利用者氏名＞　　印

＜代理人氏名＞　　印